

第21回は、前回に引き続き、厚生年金保険法の離婚等をした場合における特例から「3号分割」を解説していきます。

▼3号分割の概略

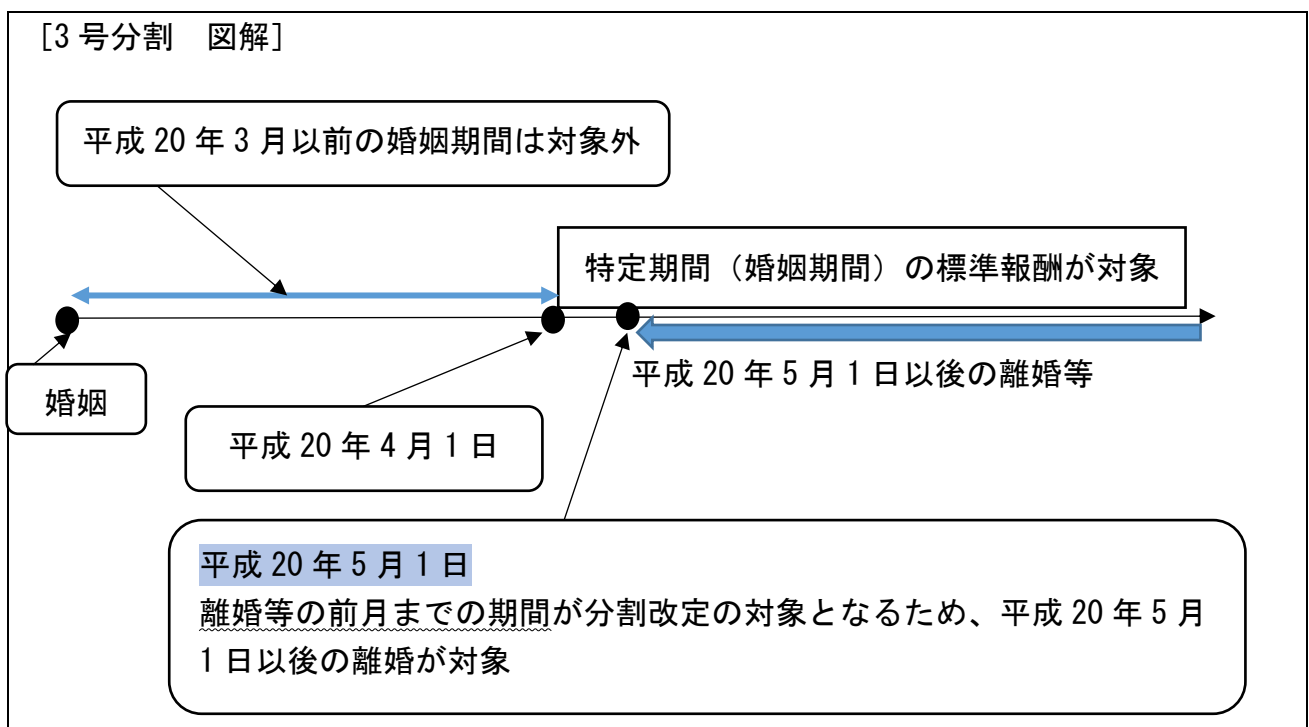
平成20年5月1日以後に離婚等をし、下記の要件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった者（一般的には妻）からの請求により、平成20年4月1日以後の婚姻期間中の3号被保険者期間における相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度。

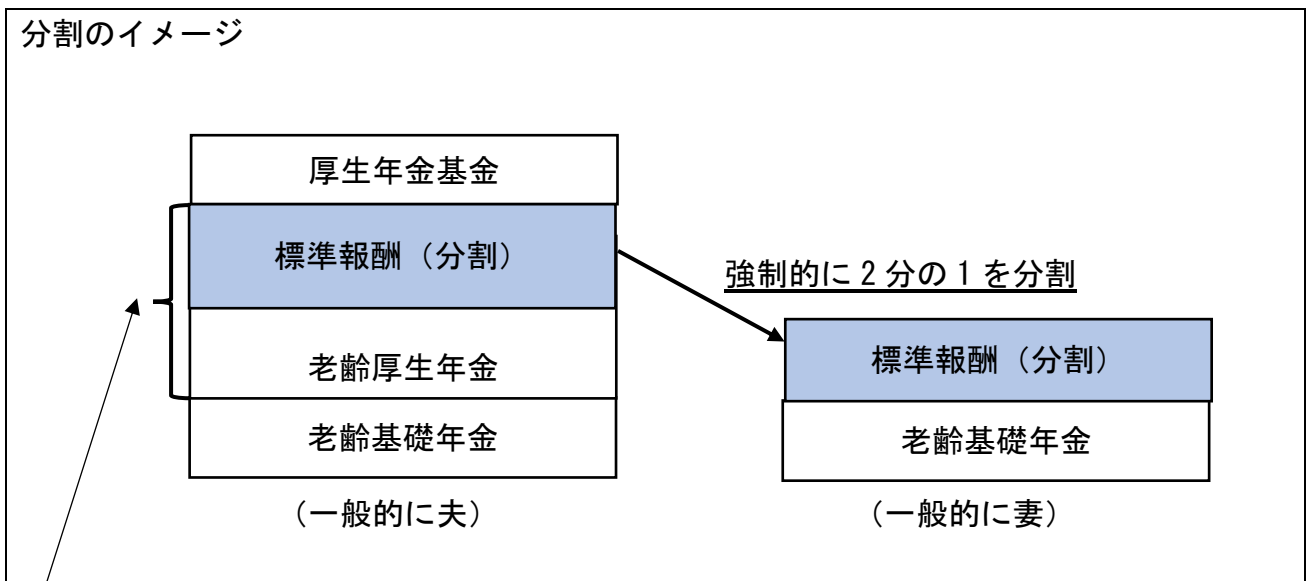
①平成20年4月1日以後の婚姻期間中に、国民年金の第3号被保険者期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）があること。

一般的には第2号被保険者である夫の記録

②請求期限（原則、離婚等をした日の翌日から起算して2年以内）を経過していないこと。

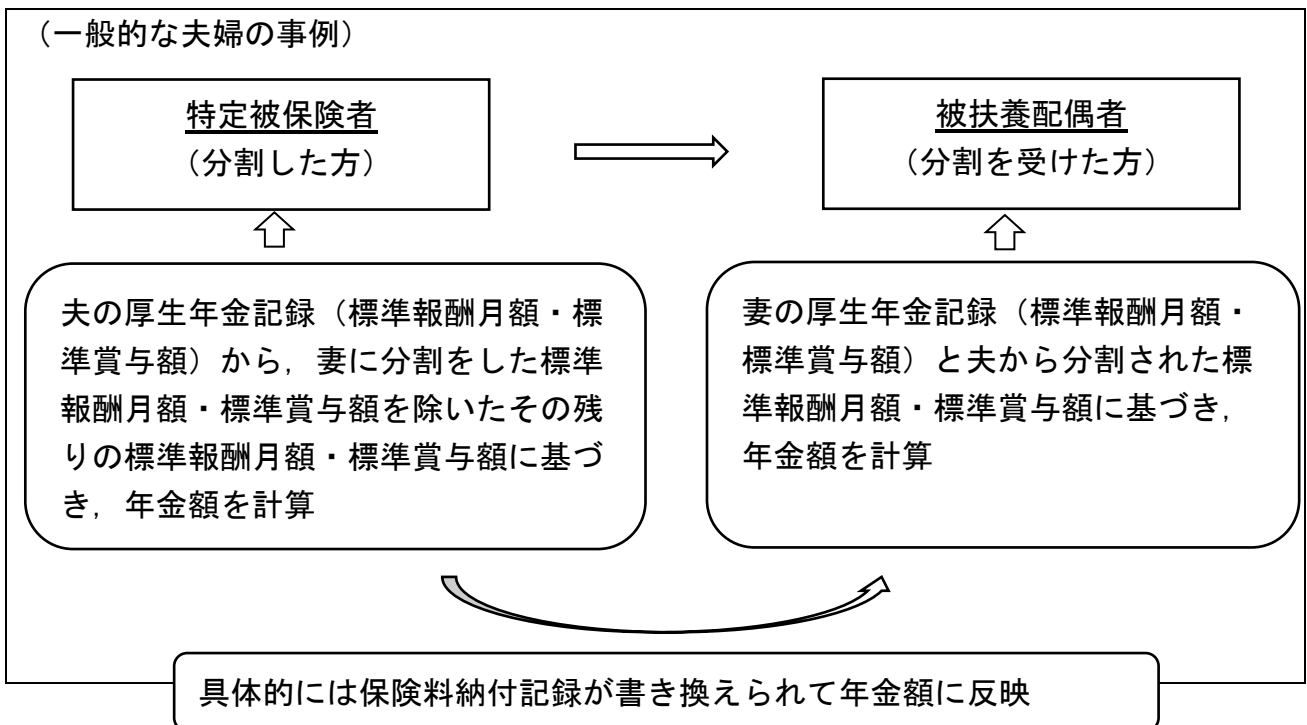
[3号分割 図解]





平成20年4月1日以後の第3号被保険者期間中の標準報酬

離婚した場合、第3号被保険者であった当事者の一方からの請求により、年金が分割され、第2号被保険者の厚生年金の保険料納付記録の2分の1が自動的に分割されます。ただし、2分の1に分割されるのは、平成20年4月1日以降の婚姻中であつた部分が対象。



「合意分割」と「3号分割」の内容です。

合意分割	3号分割
<p>夫婦（元夫婦）の合意が必要</p> <p>↓</p> <p>相手と合意して按割合を決める</p>	<p>夫婦（元夫婦）の合意が不要</p> <p>↓</p> <p>相手の合意なく2分の1で分割</p> <p>請求できるのは、 特定被保険者の被扶養配偶者のみ 特定被保険者側からの請求はできません。</p>
平成19年4月1日以後の離婚等	平成20年5月1日以後の離婚等
<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準報酬の改定及び決定が行われた場合の効果 ・みなし被保険者期間の取扱い 	

それでは用語の定義を押さえながら条文を確認していきます。

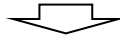
●用語の定義

用語	内容
特定被保険者	被保険者又は被保険者であった者（国民年金の第2号被保険者） （3号分割において標準報酬を分割される者。一般的には夫）
被扶養配偶者	特定被保険者の配偶者で国民年金の第3号被保険者に該当していた者 （3号分割において標準報酬を受け取る者。一般的には妻）
<u>特定期間</u>	3号分割の対象となる期間 具体的には平成20年4月以降の被扶養配偶者が第3号被保険者であった期間

特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として規定する第三号被保険者であった期間をいう。

法 78 条の 13 (3 号分割の基本的認識)

被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、厚生年金保険法 3 章（保険給付）に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、厚生年金保険法 3 章の 3（被扶養配偶者である期間についての特例）に定めるところによる。



要約すると

〔第 2 号被保険者の厚生年金の保険料は、被扶養配偶者が共同して負担（同じように貢献している）したものであるとして、離婚した場合には、婚姻期間中の厚生年金の標準報酬を分割できる旨、厚生年金保険法で定める。〕
ということです。

次に 3 号分割できる要件の条文です。

被扶養配偶者は、国民年金の第 3 号被保険者であった期間が前提です。

法 78 条の 14 (3 号分割の要件)

被保険者（被保険者であった者を含む。以下「特定被保険者」）が被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるときは、実施機関に対し、特定期間に係る被保険者期間（既に標準報酬が改定され、及び決定された被保険者期間を除く。）の標準報酬の改定及び決定を請求することができる。

特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬

次に3号分割の請求ができない場合を確認します。

① 特定被保険者が障害厚生年金の受給権者である場合

(理由…通常を受給権者と比べて、収入を得ることが困難な場合も考えられるので、一部の標準報酬の分割はできません。)

特定被保険者が障害厚生年金の受給権者であって、特定期間の全部又は一部がその額の計算の基礎となっている場合



障害認定日：障害厚生年金の受給権者

② 「離婚が成立した日」、「婚姻が取り消された日」等の翌日から起算して「2年」を経過した場合

民法の規定により、将来に向かってその効力を失わせるもの
(重婚の場合や詐欺、脅迫による場合等々)

次に、標準報酬の改定又は決定に進みます。

法78条の14 2項

実施機関は、被扶養配偶者から3号分割標準報酬改定請求があった場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額（従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

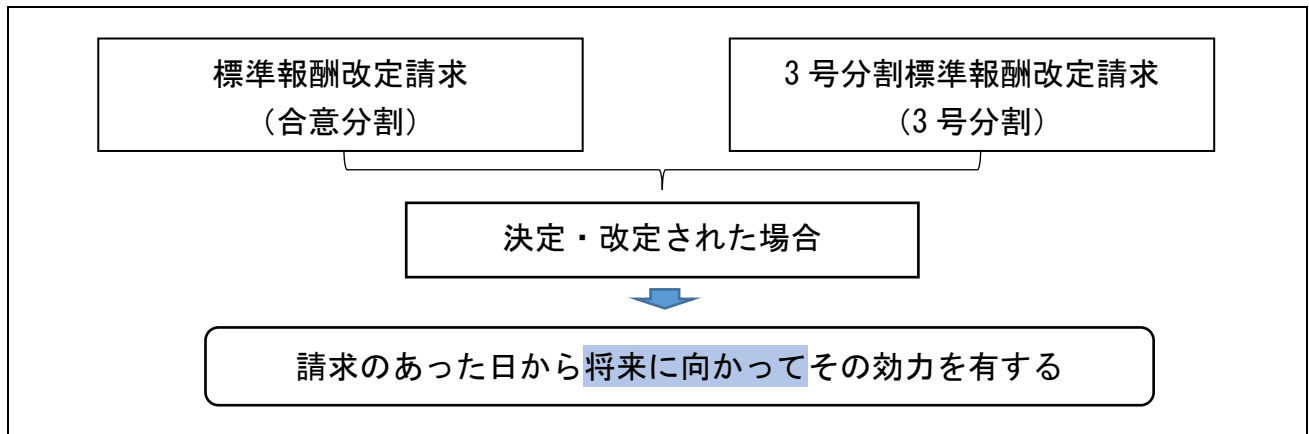


	改定・決定後の標準報酬
特定被保険者	改定・決定前の標準報酬月額（標準賞与額）×2分の1
被扶養配偶者	特定被保険者の標準報酬月額（標準賞与額）×2分の1

以上が「3号分割」の解説になります。

次に、「合意分割」と「3号分割」の効果について進めていきます。

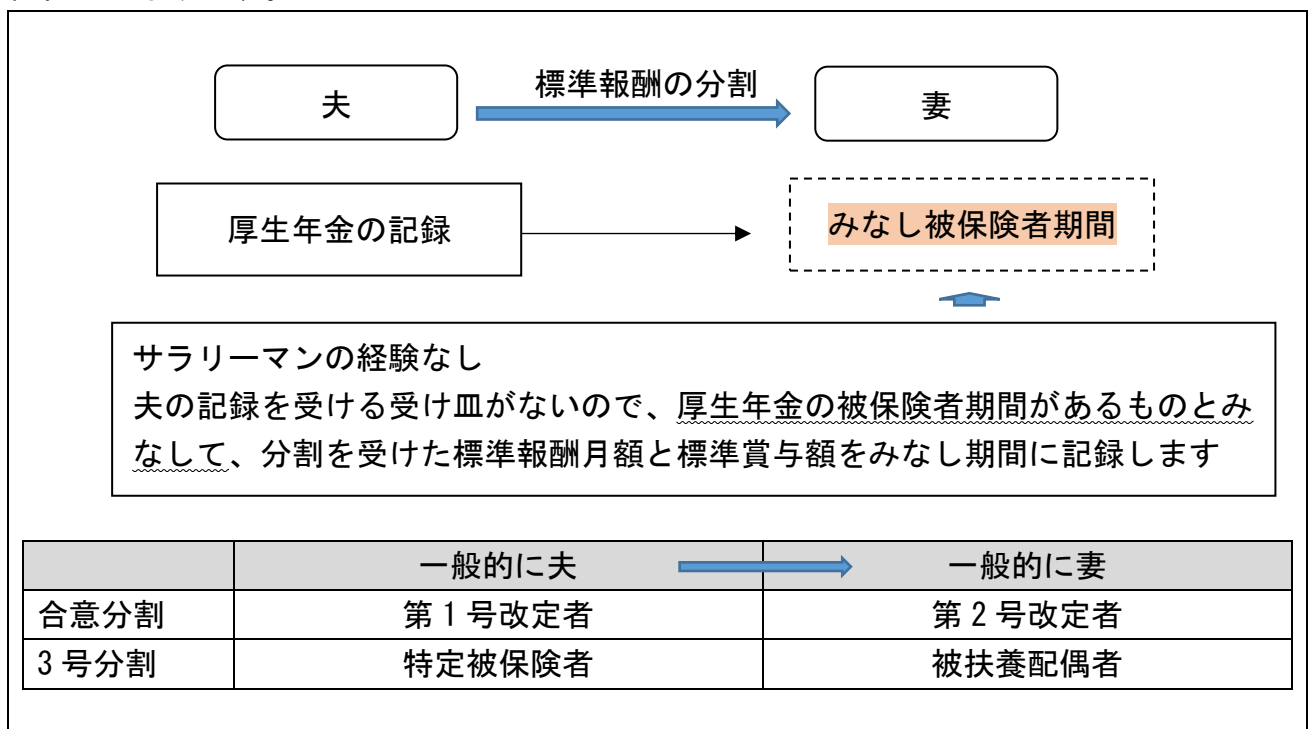
① 改定後の標準報酬の効力



② 「みなし被保険者期間」

合意分割、3号分割により、一般的に夫の厚生年金保険の標準報酬が妻に移行することになりますが、受け手の妻に厚生年金の被保険者期間がない（妻がサラリーマンの経験がない場合）場合は、当然厚生年金の記録はないため、夫の標準報酬の記録を移すことができません。（正しく厚生年金の額を計算できない。）

そこでこのような場合に、厚生年金の被保険者期間があるものとみなして計算をしていく仕組みになります。



② 記録

合意分割	3号分割
<p>実施機関は、<u>厚生年金保険原簿</u>に離婚時みなし被保険者期間を有する者の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 離婚時みなし被保険者期間 ・ 離婚時みなし被保険者期間に係わる標準報酬 等々を <p>記録しなければならない。</p>	<p>実施機関は、<u>厚生年金保険原簿</u>に被扶養配偶者みなし被保険者期間を有する者の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 被扶養配偶者みなし被保険者期間 ・ 被扶養配偶者みなし被保険者期間に係わる標準報酬 等々を <p>記録しなければならない。</p>

④通知

合意分割	3号分割
<p>実施機関は、標準報酬の改定、決定を行ったときはその旨を<u>当事者</u>に通知しなければならない。</p>	<p>実施機関は、標準報酬の改定、決定を行ったときはその旨を<u>特定被保険者及び被扶養配偶者</u>に通知しなければならない。</p>

⑤老齢厚生年金の額の改定

合意分割	3号分割
<p>標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から年金の額が改定</p>	<p>3号分割標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から年金の額が改定</p>